

J R 東海労申第 3 2 号
2 0 1 9 年 2 月 1 8 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 木下 和樹

「給与明細等の電子化」に関する申し入れ（2）

会社は給与明細等の電子化にかかる手続きを職場で進めている。この進め方について、法律上の問題があると考えます。したがって下記の通り申し入れるので、団体交渉を開催すること。

記

1. 所得税法第231条では「居住者に対し国内において給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その給与等、退職手当等又は公的年金等の金額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その支払を受ける者に交付しなければならない。 2 前項の給与等、退職手当等又は公的年金等の支払をする者は、同項の規定による給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の承諾を得て、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者の請求があるときは、当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書を当該給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない」とされている。つまり、会社が導入しようとしている給与明細等の電子化は、社員の承諾（同意）が必要ということである。

会社は、社員に「給与明細等 紙配布申請書」を提出させ、その理由によっては申請を拒否するという行為を繰り返している。会社は、社員の電子化や情報漏洩などに対する不安に答えず、承諾（同意）を求めるというより、給与明細等の電子化ありきで登録手続きを社員に半ば強制する姿勢である。会社は所得税法第231条が掲げる手続きを行っていない、ということである。

したがって、給与明細等の電子化はいったん中止し、社員の不安に答え、承諾（同意）を求めることから始めること。

以 上